

船舶事故調査報告書

平成25年3月7日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	遊泳者負傷
発生日時	平成24年7月24日（火） 10時15分ごろ
発生場所	沖縄県宮古島市池間島南東方沖 池間島灯台から真方位121° 2.9海里付近 （概位 北緯24° 54.7′ 東経125° 16.9′）
事故調査の経過	平成24年7月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水中観光船 ガラスボート、5トン未満（長さ6.45m） 296-9733 沖縄、個人所有 6.45m (Lr) × 2.10m × 1.05m、FRP ガソリン機関、66.20kW、昭和63年6月30日
乗組員等に関する情報	船長 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成19年4月16日 免状証交付日 平成20年5月9日 （平成25年5月8日まで有効）
死傷者等	軽傷 1人（遊泳者）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、観光客7人を乗せ、宮古島市池間漁港を出港し、観光客に海中のさんご礁を見せながら、池間島南東方沖を約3ノットの速力で東進していた。 船長は、付近に存在するさんご礁を観光客に見せようと思ったが、その場所の付近には、シュノーケルツアーのゴムボートが投錨しており、その周囲の海面で点在して遊泳している水中マスクを装着した遊泳者を認めた。 船長は、太陽光が海面に反射して本船の前方が見えにくい状況であったため、ふだん、このゴムボートが、自船の前方海域で遊泳者を泳がせているのを見掛けていたことから、このときもゴムボートの前方に遊泳者がいるであろうと推測し、遊泳者と距離を保とうとして本船を右転させたとき、本船の前方に2人の遊泳者が見えたので、機関を中立にしたが、平成24年7月24日10時15分ごろ左舷船首が遊

	<p>泳者の1人と接触した。</p> <p>ゴムボートの船長は、本船が遊泳者に近づくのを見てボートの上から、本船の船長に手を振って合図をしながら声を上げたが、間に合わなかった。</p> <p>ゴムボートの船長は、すぐに遊泳者をゴムボートに揚収して宮古島市島尻漁港に帰港し、負傷者を救急車で搬送した。</p> <p>本船は、損傷がなかったため、池間漁港に帰港した。</p> <p>遊泳者は、約2週間の安静、通院を要する右肘靭帯損傷、後頭部擦過傷、右大腿部擦過傷を負った。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1m、潮汐 高潮時</p>
その他の事項	<p>本船は、操縦席が後部にあり、観光客を乗せるシートの上部にはオーニングが張られ、操縦席から前方が見えにくくなっており、本事故当時、船長は立って操船を行っていた。</p> <p>本船の会社は、旅客不定期航路事業の許可を受けており、さんご礁を巡回する航路を決め、本船を運航していた。</p> <p>船長は、約2年前から本件ゴムボートを本事故の場所で時々見掛けしており、本船の会社とゴムボートの会社との間には、海域の利用等に関する取決めはなく、本船の運航者は、海上で出会ったときにゴムボートの船長に対し、遊泳の方法について何度か注意を促したことがあった。</p> <p>船長は、本事故当時、偏光仕様のサングラスを着用していた。</p> <p>遊泳者は、黄色のラッシュガード、救命胴衣、水中マスク、シュノーケル及び足ヒレを着用していた。</p> <p>本事故当時の太陽の方位角は約091°であり、高度は約55°であった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、池間島南東方沖を東進中、船長が、ゴムボートを認めて遊泳者との距離を保とうとして本船を右転させたものの、太陽光が海面に反射して見えにくかったことから、本船付近の遊泳者に気付かずに航行し、本船の前方に2人の遊泳者を認め、機関を中立にしたが、遊泳者の1人と接触して遊泳者が負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、池間島南東方沖を東進中、船長が、ゴムボートを認めて遊泳者との距離を保とうとして本船を右転させたものの、太陽光が海面に反射して見えにくかったため、本船付近の遊泳者に気付かずに航行し、遊泳者と接触したことにより発生したものと考えられる。</p>

参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 太陽の日差しを船首方から受けている場合は、慎重に見張りを行うこと。
-----------	--